なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(ｳ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹ 出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺ 代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

7　競争参加資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8　資格審査申請書類

⑴ 提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部

⑵ 申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶ 申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01

9　資格審査結果の通知　資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴ 共同企業体の名称は、篠津中央二期農業水利事業石狩川頭首工左岸管理橋建設○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵ 共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶ 申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局札幌開発建設部契約業務課

競争参加者の資格に関する公示

天ヶ瀬ダム再開発トンネル放流設備減勢池部建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成25年４月９日

近畿地方整備局長　谷本　光司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事名　天ヶ瀬ダム再開発トンネル放流設備減勢池部建設工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　京都府宇治市宇治金井戸地先

3　工事内容

⑷ 実施設計　減勢池部トンネル１式、仮設工１式

⑸ 施工　減勢池部トンネル（ＮＡＴＭ）Ｌ＝140m　仮設工１式

4　工期　契約締結日の翌日から平成28年２月29日まで。

5　申請の時期　平成25年４月10日から平成25年４月30日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。ただし、最終日は正午までとする。

なお、平成25年５月１日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。

6　申請の方法

⑴ 申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成25年４月９日から平成25年９月27日まで　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141）において特定ＪＶとしての資格を得ようとする者に交付する。

⑵ 申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は、上記⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

(a) 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

(b) 下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成25年４月９日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶ 申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定ＪＶとしての資格及びその審査　「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない特定ＪＶについては、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の特定ＪＶについては、平成24年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認した上で特定ＪＶとしての資格があると認定する。

⑴ 特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

(a) 近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(b) 近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(a)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(c) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(a)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(d) 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵ 構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

(a) 特定ＪＶのすべての構成員は、平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｱ) ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が80㎡以上、かつ、同一トンネルにおいて坑口部を除く土被りが20m未満の工事。

同種工事の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。